

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-59 (1) 商店街・中心市街地活性化事業(中小商

業活性化支援事業、中小商業活力向上施

設整備事業、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)

(2) 商店街振興基金(全国商店街振興組合連

合会)

(3) 商工会等記帳機械化等オンライン化推進

事業基金(全国商工会連合会)、人材対策基

金(日本商工会議所、全国商工会連合会、

全国中小企業団体中央会、全国商店街振興

組合連合会)

(商店街・中心市街地活性化事業(中小商業活性化支援事業、中小商業活力向上施設整備事業、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金))

- 国が極めて少数の商店街に対して、直接補助を出すという仕組みはきちんと回っていない。財源を自治体に回して基礎自治体の判断に任せるべき。
- 構造的要因への対策がほとんど含まれておらず、実質的政策効果は、ほとんど上がっていないことを抜本的に改めるべき。(1)土地利用や権利調整の際のあい路。(2)駐車場不足。(3)店舗等の集積の利益の不存在という大きな問題への対処となっていない助成は廃止すべき。また、私的事業者に利得が帰属する国庫支出は不適当であり整理すべき。
- 中小商業活性化支援事業及び中小商業活力向上施設整備事業については、経済産業省は、規制の見直し／都市計画／ソフト支援に特化すべき。戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金については、国交省事業に統合する(ハード事業)。予算は平成20年度水

行政刷新会議「事業仕分け」

準に戻す。

- 商店街の振興事業は重要であるが、国交省に任せたらどうか。まちづくりの全体構想の中に商店街を位置づける必要がある。商店街中心市街地の活性化は市町村の問題で、国が金・口を出すべきではないと思う。
 - 特に、全国で認定を受けている83地域のみ補助が受けられる戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の方を削る。既にこれまでの大型補助でそれなりの成長を遂げていることと思う。空き家、空き店舗を活用する。コミュニティースペースやチャンレンジショップなど多額の経費をかけなくともにぎわいを取り戻す取組がある。こういった地元の発意・創意がより活かされやすいレベルの事業に厚みをもった支援をするべきだと思う。国交省のまちづくり交付金には大いに疑問を持つので、そちらが廃止若しくは縮減された部分の振り替えも考えられるであろう。
 - 交付金として地方自治体に渡して活用してもらう。
 - 全体で40億円で商店街活性化の再生が図れるか非常に疑問。むしろ、地方の一般財源化すべき。
 - 技本的な制度の見直しが必要。目標設定が明確でない。景気対策として活用されている。むしろ、地方都市の活性化は、地権の整理等法体系の整備で行うことが重要。
 - 地域経済の活性化との関係について、より客観的な原因分析を行った上で、有効な予算執行を望む。地域総生産の上昇がない場合、商業(商店街)のみ活性化をすることは難しい。他の商業圏からの客の誘致、他の業態(大規模店)からの獲得なのか目標が不明確。
 - 目標達成率等のインデックスに合理性がなく、また、国として国費投入効果を測る基準や検証の仕組みがないことに重大な問題がある。地域の経済成長やそれへの当該事業の寄与分などによる検証が不可欠。自治体ごとの目標設定では、国費投入の正当化の理由にはならない。
 - 予算を1/4にしても平成19年度ベースなら同レベルの予算になる。地に足のついた支援を望む。制度の抜本的検討を。
 - 商店街・中心市街地活性化事業は、資金の集中が必要であることから、この制度は存続が必要。ただし、地方自治体が大きなりスクを負わないよう緩やかな認定基準の見直しが求められる。
- (商店街振興基金(全国商店街振興組合連合会))
- 基金運用益も本来公金であるので、国として査定がなされるべきである。基金は返納し、事業として必要な経費は別途要求すべき。
 - 借金して積んだ基金は一旦返納が妥当。
 - 国庫に返納すべき。必要時に精査して支援する。
 - 国費による積み立て、基金運用は金融理論上合わない。
 - 基金については国庫に返納し、実施予算については5年程度かけゼロにする。その分は自治体に財源を移す(100%以上の委譲も検討)。

行政刷新会議「事業仕分け」

- 事業効果の検証の仕組みを構築した上での支出とすることをセットで改革すべき。
- 現在 50 億円程度の基金では、運用益で有益な事業を行うことはできない。
- 全国連・中央会等には、会員からの会費も入るわけだから、ことさら基金をもつていただく必要はないと思う。

(商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金(全国商工会連合会) 人材対策基金(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会))

- 借金、国債を背景に積んだ基金を返納。
- 各年の予算で要求すべき。
- 国庫に返納すべき。必要時に精査して支援する。
- 基金として置いておく必要はなく、必要なら毎年手当すればよい。
- 事業効果の検証の仕組みを構築した上での支出とすることをセットで改革すべき。
- オンライン化基金は、ある程度進めば国庫に返納すべきであるが、現時点がその時期なのかの評価が必要。人材対策基金は厚労省が行っている事業と重なる部分も多く、また、中小企業の人材育成については、経産省の他事業もあり不要ではないか。
- 所要額についてもゼロベースの事業リストラを行うべき。
- 日本全体として様々な施策が中小企業支援として行われようとしている段階で、未だに全国連や日商等々に基金を預けている必要はない。もっと大きなフレームワークの中で貴重な国税は運用していくべきだ。
- 基金としての役割は終了している。
- オンライン化推進事業基金は、運用益の使途が必要とは思われない。

WGの評価結果

商店街・中心市街地活性化事業(中小商業活性化支援事業、中小商業活力向上施設整備事業、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金)

予算要求の縮減(2割削減)

(廃止 2名 自治体/民間 3名 予算計上見送り 1名
予算要求縮減 6名:a.半額 2名 b.1/3 縮減 1名 c.その他 3名)

行政刷新会議「事業仕分け」

商店街振興基金(全国商店街振興組合連合会)

見直しを行う

(廃止 1名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 11名:

ア.全額を国庫返納(所要額を措置する方式に変更) 11名

イ.その他 2名)

商会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金(全国商工会連合会)

人材対策基金(日本商店会議所、全国商工会連合会、全国中小企業

団体中央会、全国商店街振興組合連合会)

見直しを行う

(廃止 1名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 11名:

ア.オンライン化推進事業基金については、当面の所要額以外を

国庫返納全額を国庫返納 11名

イ.人材対策基金については、当面の所要額以外を国庫返納 11名

ウ.その他 1名)

とりまとめコメント

(商店街・中心市街地活性化事業(中小商業活性化支援事業、中小商業活力向上施設整備事業、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金))

意見が分かれているが、予算要求通りの方はいなかつた。予算の7割減や廃止という意見があり、これは制度そのものがおかしいと思っていることの表れ。中心市街地活性化の重要性については理解しているが、まず、予算の縮減をしていただきたい。

予算要求の縮減は2割とする。実施主体については地方自治体に任せた方がいいという方が3名おり、来年度については、予算を2割削減した上で、地方自治体の意見をよく聞いていただきながら、実施主体は国とする。再来年度以降については、中心市街地活性化・商店街活性化について、国と地方自治体が協議して、実施主体としてどちらがよいのか、予算の渡し方として補助金がいいのか交付金がいいのかを含め、できる限り地方自治体の現場に近い声が反映できる仕組み、

行政刷新會議「事業仕分け」

政策目的が達成できる仕組みを考えていけたい。

(商店街振興基金(全国商店街振興組合連合会))
一旦全額を国庫に返納していただきたい。

(商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金(全国商工会連合会)、人材対策基金(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会))

主領の國庫に送納せしもの（直隸所委領以外）。

ワーキンググループA

A5-1 中小企業：経営支援、商店街活性化支援策

(論点①) 中小企業の経営力・技術力等の強化のための補助は効率的・効果的なものになっているか

提言(とりまとめ)

中小企業に対する支援というのは必要であるし、420万の中小企業がどのように頑張っていくのかという支援は大事だと思うが、ただ、実際取り上げられた今回の施策に関しては、効果というものが見えないうえに、効果を測つていこうという指標 자체が非常に曖昧なものになっているということで、その有効性というものを直ちに肯定することはできないというのが全体の議論の流れ。中小企業の自助努力や技術の強化を進めていこうということは全体的な方向性として良いが、国自身がどの分野に対してもどのような支援をしていくのかという明確なターゲットというものが無い。そしてまた国と地方の役割分担ということに關してもはっきりとしたものは説明の中では伺えなかつた。国の役割とは何なのかということをはっきりと定めた上で、具体的な施策を行っていくべきということを提言する。

効率的・効果的なものに

- ①なっている
 - a) 事業化や売上増に結びついている 0名
 - b) 地域の活性化に寄与している 0名
 - c) 事業者・異業種間の連携強化に貢献している 0名
 - d) その他 0名

②なっていない

- a)収益につながっていない 7名
- b)効果検証や重複排除が不十分 7名
- c)民間の自助努力を阻害している 5名
- d)その他 0名

③その他

1名

(※複数回答)

評価シートに記載された提言事項

- 新事業活動促進支援補助金はやるにしても計画作成ハンズオン支援にとどめ、補助金はやめるべきである。
- 商店街活性化は、一過性の向上策になっている可能性がある。また、地公体や地元の商工会議所でもできる活動であり、国が実施する意味合いが説明されない。
- 全体に持続性のある、真に成長、活性化につながるものにならない。
- 評価基準が真の活性化につながるものにならない。
- 他の事業との重複があり当該部門のやるべき取り組みかどうかの整理が必要。
- 国の中小企業支援は金を出すより知恵を出すこと。
→知恵を出していいビジネスモデルができれば民間の資金が集まる。
- 政府の補助金の成果の評価については利益が上がったかどうかという指標を作るべき。
- 産業支援を政策目標とする限り、補助金等の対象事業者(中小企業)が利益をあげる体質になることが目的である。
- 外部経済効果(波及効果)を目的とするのであれば別の方針によるべきである。技術の共有化を徹底すべきであるが、この場合、個別企業にとって収益性を妨げる。従って方法論に矛盾が生じる可能性がある。実際、当該効果を内在化(当該企業の利益となる)するなら、補助金等の収益納付を徹底すべきである。
- 商店街支援は商業自体の振興を目的とすべきで、ここでも利益の増加を明確な目標にすべき。なお、国が行う商業支援は特定地域振興では意味がない。
- 補助金はやる気と能力のある中小企業の自助努力を後押しすることで、中小企業の潜在能力を引き出すことが基本にあるべきで、今までのような補助金のバラマキを止め、個々の事業についての国の関与の必要性や政策の適切性、施策の重複は抜本的に見直すべきである。
- <新事業活動支援補助金>累積販売額1,400億円に対して収益納付が5百万円。まったく収益につながっていない。補助金を受けていない事業者にあっても不公平。廃止すべき。
- <戦略的基盤技術高度化支援事業>効果測定が不明確。827億に対して売上130億。“波及効

- “新事業活動促進支援事業”については、3年、5年など、一定期間に黒字化しない事業の割合を下げる。
 - <中小商店街活力向上事業>中企庁のやるべき仕事ではない。効果測定もできない。目的があいまい。廃止すべき。
 - 戰略的基盤技術高度化支援事業について、ものづくりの技術の高度化自体が日本の産業界にとって意義があるかどうかを検討すべき。
 - 新事業活動促進支援補助金22億円計上されているがすべて補助金→補助金はやめる。
 - 戰略的基盤技術高度化支援事業)ものづくり技術の高度化は成果目標を明確にすべき。
 - 売上高を成果指標にすべき。
 - これらの補助金の継続を止めるべきである。
 - 原則的に補助金は不要。どうしても民間で対処できないものに限って措置すべき。いずれにせよ、成果のあがつないものは廃止。